地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 2 月 26 日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 石川隆一

- 契約の概要職員玄関電気錠交換修繕
- 2 履行(納品)場所 横浜市港北区綱島西5丁目14-40 横浜市立北綱島小学校
- 3 契約日 令和6年12月23日
- 4 履行日又は履行期間 令和7年2月20日 ※一部部品の納期が遅れたため、当初の期限より延長した。
- 5 契約金額 238,700円
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 横浜市旭区都岡町39番地の4 妙光電機株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 北綱島小学校において、職員玄関の電気錠の開閉ができなくなり、冬季休業期間中に鍵 をかけられるよう、電気錠の交換修繕を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由 横浜市の有資格者名簿に登録のある会社であり、年内に迅速な対応ができることから選 定しました。
- 9 所管 横浜市立北綱島小学校